

公益社団法人日本学校歯科医会

令和7・8年度 生きる力を育む歯・口の健康づくり推進事業 実施要項

1 趣 旨

我が国の幼児・児童生徒（以下、「子供」という。）の歯・口の健康づくりの取り組みは、これまでむし歯予防を中心に展開され、成果を上げてきた。しかしながら、近年、歯周病や咀嚼・摂食にかかわる口腔機能の発達不全、歯・口の外傷などの課題が指摘され、歯周病等の生活習慣病の予防は国民的な課題となっている。これらの課題に対して、学校で子供の発達段階や特性に応じた継続的な教育・指導を進めるとともに、望ましい生活習慣の形成を目指して学校・家庭・地域社会が連携して子供の生きる力を育む歯・口の健康づくりや歯・口の外傷の防止をより効果的に展開していくことが求められている。

よって、これまでの「むし歯予防」や「歯・口の健康づくり」推進学校の成果と学校保健安全法の趣旨を踏まえつつ、生涯にわたる健康づくりの源である望ましい生活習慣の形成につながる歯・口の健康づくりの取り組みについて研究を進め、学校歯科保健のさらなる充実と子供の生きる力の育成に資することを目的として当事業を実施する。

2 事業実施主体 公益社団法人日本学校歯科医会

後 援 文部科学省（予定）

3 事業のテーマと内容

事業テーマ：望ましい生活習慣の形成を目指す歯・口の健康づくりと歯・口の外傷の防止

学校の実態や子供の発達段階等に応じて、2年間にわたり、次の3つの具体的な内容について取り組み、「生きる力を育む」につなげる。

- ① むし歯や歯周病の予防方法の理解と実践
- ② 学校生活における歯・口の外傷の防止と安全な環境づくり
- ③ 食べる機能や食べ方を通した食育に関する実践的な歯・口の健康づくり

4 事業の進め方

- (1) 子供の歯・口の健康づくり及び歯・口の外傷防止並びに食育に関する実態を把握して問題点を整理する。
- (2) 事業テーマに関する計画を作成し、学校、家庭及び地域の関係機関等との密接な連携を図りながら実践する。
- (3) 実践後の結果を考察し、評価する。もし課題が残れば、それを示す。

5 事業実施期間

令和7年4月1日より令和9年3月31日までとする。

6 推進学校もしくは推進地域の推薦・決定

- (1) 都道府県教育委員会ならびに以下に定める指定都市教育委員会と日本学校歯科医会加盟団体（以下、「選定団体」という。）は、協議の上、事業テーマに取り組む幼稚園、小学校、義務教育学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のいずれか1校（園）（以下、「推進学校」という。）、もしくは当該学校を中核とする地域（以下、「推

進地域」という。)を選定し、所定の推薦書に、テーマに対する考え方や取組の要旨を記して、日本学校歯科医会へ推薦する。

指定都市教育委員会

札幌市教育委員会・川崎市教育委員会・名古屋市教育委員会・大阪市教育委員会・神戸市教育委員会・福岡市教育委員会

- (2) 推薦できる学校もしくは地域は、原則として加盟団体当たり 1 校もしくは 1 地域を限度とする。
- (3) 推薦書に記されたテーマに対する考え方や取組の要旨をもとに審査し、委嘱する推進学校もしくは推進地域を決定する。なお、審査は日本学校歯科医会 生きる力を育む歯・口の健康づくり推進委員会で行い、理事会で決定する。決定後、日本学校歯科医会より委嘱決定通知を選定団体へ送付する。
- (4) 過去に推進の指定を受けた学校は、実施から 6 年(3 期)を経過していれば、再び推薦できる。

■事務的手続き

- (1) 委嘱を受けた推進学校もしくは推進地域は、日本学校歯科医会が定める様式にて事業開始前に「令和 7 年度事業計画書」ならびに「令和 7 年度事業予算書」を作成すること。また、1 年次(令和 7 年度)終了時に「令和 7 年度事業報告書」ならびに「令和 7 年度事業決算書」を作成し、日本学校歯科医会に提出する。

提出の期日は次の通りとする。

- ① 「令和 7 年度事業計画書」ならびに「令和 7 年度事業予算書」
提出期日：令和 7 年 4 月 28 日
- ② 「令和 7 年度事業報告書」ならびに「令和 7 年度事業決算書」
提出期日：令和 8 年 3 月 30 日

- (2) 2 年次(令和 8 年度)は、事業開始前に「令和 8 年度事業計画書」ならびに「令和 8 年度事業予算書」を、また事業終了時に「令和 8 年度事業報告書」ならびに「令和 8 年度事業決算書」を提出すること。提出の期日等は後日、日本学校歯科医会より通知する。
- (3) 事業計画書、事業予算書、事業報告書及び事業決算書は選定団体においてその内容を必ず確認すること。

■その他

- (1) 委嘱を受けた推進学校もしくは推進地域は、当事業のより円滑な実施を図るため選定団体の関係者を含めた推進機関(例：「生きる力を育む歯・口の健康づくり推進委員会(仮称)」等)を設置すること。
- (2) 委嘱を受けた推進学校もしくは推進地域は、2 年間の委嘱期間内に、当該事業に関する研究内容について発表し、当該推進学校や地域へ「生きる力を育む歯・口の健康づくり」の普及啓発に努めること。

なお、この研究発表等の規模、参加対象者等は問わないが、発表にあたっての費用は日本学校歯科医会が交付する当事業経費より支出する。

- (3) 日本学校歯科医会は、事業テーマのさらなる推進ならびに子供の歯・口の健康に関する実態と問題点の整理を目的とした実態調査を、推進学校もしくは推進地域の中核校に対して年度 1 回(事業期間中 2 回)実施するので、この調査に協力すること。なお、日本学校歯

科医会は、当調査の結果を選定団体、推進学校もしくは推進地域の中核校に報告するとともに、本会の会誌、広報誌、ホームページにも調査結果を掲載する場合がある。

(4) 日本学校歯科医会は、事業実施中に提出する推進学校もしくは地域の取り組みを紹介する「推進校なう」並びに実施終了時に提出する2年間の取り組みをまとめた「事業報告書」を、本会の会誌、広報誌、ホームページなどに掲載する場合がある。

7 連絡協議会等の開催

日本学校歯科医会は、本事業の適切な実施と円滑な推進を図るため、当事業実施に当たっての説明を兼ねて、原則として事業初年度に連絡協議会を開催する。また、事業実施期間中にも状況に応じて事業に関する報告会や意見交換会を開催する場合がある。これらの連絡協議会、報告会、意見交換会には推進学校もしくは推進地域の学校関係者、学校歯科医のほか、選定団体の担当者も出席すること。なお、当協議会出席にあたっての旅費交通費等諸経費は本会が交付する事業経費より支出する。

8 事業経費について

日本学校歯科医会は、委嘱した推進学校もしくは推進地域、選定団体の代表者又は会計事務に関する権限を委任された者に対し、提出された予算書に基づき事業経費を交付する。経費支出額は1学校（地域）あたり単年度20万円、事業実施期間で計40万円を上限とする。

なお、事業経費は当該事業計画に基づき、事業実施のための会議費、旅費交通費、講師料、印刷費、需用費（事業推進のために必要不可欠な備品購入も含む）、借料等に使用するものとする。

9 その他

日本学校歯科医会は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について、調査を行うことがある。